平成 22 年 9 月 10 日

企業会計基準委員会　御中

あらた監査法人
アカウンティング・サポート部

**企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 38 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」の公表に対する意見**

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 22 年 7 月 9 日付で公表されました標記公開草案について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

**（1） 会計基準の適用範囲【会計基準案第 3 項】**

【意見】　会計基準案第 3 項では本会計基準（案）の適用範囲が示されており、「棚卸資産の評価に関する会計基準」における通常の販売目的で保有する棚卸資産及び「ストック・オプション等に関する会計基準」に関連する会計基準等については、本会計基準を適用しないとされている。しかし、「会計基準等」の示すところを明示すべきである。

【理由】　会計基準案第 3 項後段の「会計基準等」はストック・オプション等に関する会計基準及び同適用指針を意図したものであるとも考えられるが、当項に記載されているもの以外にも本会計基準（案）が適用されない会計基準があると拡大解釈される恐れもあるので、適用除外の範囲を限定すべきと考える。

**（2） 会計基準の適用範囲【会計基準案第 17 項、第 46 項】**

【意見】　会計基準案第 17 項では、その⑵において「公正価値を毎期継続して注記している資産及び負債については、当該資産及び負債に関する貸借対照表の科目…中略…等に応じた公正価値のレベル別の内訳」を記載することとされている。しかし、具体的に適用範囲を明確化すべきと考えられる。

【理由】　第 17 項⑵に関して、例えば退職給付会計基準において毎期時価評価額の注記が求められる年金資産に関して、当公開草案で求められている開示規定の適用範囲なのかどうかなどが不明確であり、当公開草案の適用範囲を明確に示すことが必要と考える。

**（3） 評価技法【会計基準案 14 項、適用指針案第 12 項～第 14 項】**

【意見】　評価技法に関する適用指針案第 12 項～第 14 項は、会計基準に含めることを検討してはどうか。また、あわせて①取引価格および観察可能な市場データによる評価技法の調整が必要である旨を明記すること②評価技法の変更が適切となる状況（適用指針案 14 項）を具体的に例示することを検討してはどうか。

【理由】　会計基準案においては、評価技法の原則を示す節が存在せず、適用指針案にのみ評価技法の節が設けられている。「評価技法」は IFRS 公開草案および IASB が 8 月 19 日に公表したスタッフ・ドラフト（以下「スタッフ･ドラフト」という）においても独立した節を設けて規定されているものであり、内容の重要性に鑑みれば我が国の会計基準にも同様に独立した節を設けることが望ましいと考えられる。また、IFRS 公開草案第 39 項、第 40 項およびスタッフ・ドラフト第 65 項、第 66 項においては、評価技法の調整および変更が要求される場合に関する明確な規定がある。適用指針案第 14 項にも同趣旨と思われる規定があるが、コンバージェンスの観点からスタッフ・ドラフト第 65 項、第 66 項に対応する規定を適用指針に明記すると共に具体的に例示することが有用と考える。

**（４） 公正価値のレベル別分類【会計基準案第 15 項】**

【意見】　「レベル１の入力数値」に関して、その要件となっている「十分な数量及び頻度」に関し、判断のガイドラインを結論の背景あるいは適用指針の中で提供すべきである。

【理由】　会計基準案第 15 項では「活発な市場」の定義において「十分な数量及び頻度で取引が行われ」ることが要件として挙げられている。しかし、我が国の公正価値評価に関する実務の成熟度に照らすと当該文言のみでは同一商品に対しても取引量や頻度の解釈が異なることに起因する企業間の開示の相違が発生することも予想され、その結果、財務諸表利用者に有用な情報を提供出来ないことも考えられる。公正価値評価実務が成熟するまでの間、結論の背景あるいは適用指針の中で「十分な数量及び頻度」に関する我が国の取引慣行に対応したガイドラインを提供することは財務諸表の理解可能性の促進に資するのではないかと考える。

**（５） 公正価値のレベル別分類【会計基準案第 43 項】**

【意見】　会計基準案第 43 項は「取引数量及び頻度によっては業界団体が公表する価格やブローカーの店頭において成立する価格であってもレベル２に分類されるべき場合がある。」旨を含めることを検討してはどうか。

【理由】　会計基準案第 43 項は「業界団体が公表する価格やブローカーの店頭において成立する価格であっても、資産又は負債によってはレベル 1 の公正価値に分類することが適切となる場合があると考えられる。」と取引の数量及び頻度によってはレベルを上げ得るように記載されている。しかし、取引数量及び頻度によっては業界団体が公表する価格やブローカーの店頭において成立する価格であってもレベル２に分類されることが適切である場合があることを考慮すると、現状の記載よりも「取引数量及び頻度によっては業界団体が公表する価格やブローカーの店頭において成立する価格であってもレベル２に分類されるべき場合がある。」旨を含めることを検討すべきと考える。

**（６） 信用リスク・ネッティングに係る適用要件【適用指針案第 21 項、第 22 項】**

【意見】　適用指針案第 22 項は一定の場合における信用リスク･ポジションの相殺を「考慮することができる」とされているが、「第 21 項を適用する場合には考慮しなければならない。」とすべきであると考える。なお、適用指針案第 21 項は「市場リ

スク・ポジション（カッコ内省略）及び信用リスク」とすべきである。

【理由】　国際的な会計基準の検討状況では、第 21 項に相当する条項を適用した場合に第 22 項に相当する条項を適用することが求められており、本会計基準案のように第 22 項を第 21 項とは独立して適用可能となっていない。会計基準のコンバージェンスを図る観点からも、第 22 項は会社が第 21 項を適用した場合の強制規定とする方向で検討すべきではないかと考える。

なお、国際的な会計基準の検討状況では、信用リスクについても第 21 項の 5 要件を満たした場合には公正価値算定においてリスクの相殺を許容している。本適用指針案は、マスター・ネッティング契約が無くとも第 21 項の要件を満たした場合に信用リスク・ポジションの相殺を許容するかどうか明確にしていないが、第 21 項の対象範囲に信用リスク・ポジションを含める方向で検討されるべきと考える。

**（７） 既存の実務対応報告の取扱い**

【意見】　既存の実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成 20 年 10 月 28 日　企業会計基準委員会）を廃止することについて検討すべきと考えられる。

【理由】　本公開草案が最終基準化された時には適用指針が実務上の取扱いに代替するものと考えられ、さらに実務対応報告第 25 号では実際の取引事例が極めて少ない金融資産や売買価格差が著しく大きい金融資産について「合理的に算定された価格」による旨を示しているが、適用指針案第 23 項でも資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下している場合及び秩序ある取引ではないと判断された場合における公正価値の算定の指針が提供されているので、今後実務対応報告第 25 号については廃止することを検討してはどうかと考えられる。

以　上